

平成 20 年 12 月 26 日

再生債権者 各位

再生債務者 リーマン・ブラザーズ証券株式会社  
再生債務者 リーマン・ブラザーズ・  
ホールディングス株式会社  
再生債務者 リーマン・ブラザーズ・  
コマーシャル・モーゲージ株式会社  
再生債務者 サンライズファイナンス株式会社

## 認否変更等のご通知について

冠省

上記再生債務者 4 社（以下「再生債務者ら」といいます）の各再生手続開始申立事件（東京地方裁判所平成 20 年（再）第 205 号ないし第 208 号）にかかる認否書中の「認否の結果」において、再生債務者らが「認めない」と認否した方について、その後検討した結果、認否を「認める」旨に変更することとした方（一部を認める旨に変更した方を含む）に対しては、現在その旨の通知を順次送付させていただいております。

また、認めない理由を「確認中」としていた方につきましては、認否を「認める」旨に変更することとした方に限らず、検討したものの認否の内容を「認めない」旨のまま維持することとした方に対しても、その旨を順次送付させていただいております。

つきましては、認めない理由が「確認中」となっていた方で、認否結果を変更する旨又は維持する旨のいずれかの通知がお手許に届かない方は、下記代理人事務所宛お問合せくださいますようお願い申し上げます。

なお、変更後の認否においても届出債権が認められなかった方（一部を認める旨に変更した方を含む）につきましては、認否書提出直後に送付いたしました認否結果の通知書に記載しておりましたとおり、債権調査期間の末日（平成 20 年 12 月 2 日）から 1 ヶ月の不変期間内（民事訴訟法の規定により期間が正月三が日明けの平日まで伸長されるため期間の末日は平成 21 年 1 月 5 日となります）に、東京地方裁判所に対し査定の申立をしない限り、原則として権利が認められないこととなりますので、再生債務者らの認否結果を争うお考えの方は、必ずこの期間内に上記査定の申立てをされますようご留意ください。

草々

### 【問合せ先】

再生債務者ら代理人弁護士 山口 拓 郎  
電話 03-5224-5981（直通）／ FAX 03-5224-5565（代表）